

改正労働契約法等説明会 のご案内

改正労働契約法および職場のパワーハラスメント対策を周知するための説明会（無料）を開催します。

参加を希望される方は、愛媛労働局ホームページから申込書を印刷して監督課まで申し込みください。

日 時

11月20日火 14時～16時

場 所

南予文化会館 2階
産業振興センター

定 員
100名

贈与税の申告はe-Taxで！

国税局・税務署では、納稅者の利便性の向上と事務の効率化を図る観点から、平成24年分から贈与税の申告にe-Taxを導入することとしています。

これにより、贈与税の申告書および各種届出書等を国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Taxで送信（申告）することができます。e-Taxでは、パソコン

の画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額等が自動計算され、申告書等が作成できますので、ぜひご活用ください。

なお、平成24年分確定申告書等作成コーナーは、平成25年1月上旬に国税庁ホームページにて公開予定です。

おつてご利用にあたっては、住民基本台帳カード（住基カード）等の取得が必要となります。

ご不明な点などは、左記までお問い合わせください。

問い合わせ
宇和島税務署 資産課税部門

☎ 0895-222-7557

職場のパワーハラスメントの予防・解決のために

今、職場のいじめ・嫌がらせの相談が増加しています。

厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」では、「どのような行為を予防・解決すべきか」といった観点から、パワーハラスメントの概念や行為類型

（※）を整理し、こうした行為を「職場のパワーハラスメント」と呼ぶこととしました。

その上で、この問題を職場からなくしていくために、企業や労働組合といった組織が取り組むとともに、一人ひとり

にも、それぞれの立場から取り組むことを求めています。
※職場のパワーハラスメントの行為類型

- ①暴行・障害
- ②脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
- ③隔離・仲間外し・無視
- ④業務上明らかに不要なことや遂行不能なことの強制、仕事の妨害
- ⑤業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- ⑥私的なことに過度に立ち入り組んでいます。

日 時
11月17日土・18日日
9時30分～16時

場 所
愛媛県総合社会福祉会館

福祉用具の展示、住宅改修の事例、バザー、車いす、マットレス体験コーナー、体力測定、各種研修、スタンプラリーなど

問い合わせ
愛媛県社会福祉協議会

☎ 0899-218344

労働災害の治療等について

労働災害の治療に健康保険は使えません。労災保険で治療しましょう。

また、労働災害により休業賃を被災労働者に支払わなければなりません。休業が4日以上になれば、4日目から労災保険による休業補償が支払われます。さらに休業災害の場合、労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出しなければなりません。

詳しくは宇和島労働基準監督署におたずねください。

問い合わせ
愛媛労働局 労働基準部
監督課

☎ 0899-355203

えひめ福祉用具フェアのご案内

えひめ福祉用具フェアを開催します。目からウロコのアイデアグッズも展示していますので、興味・関心のある方はぜひ参加してください。

問い合わせ
宇和島労働基準監督署

☎ 0895-224655